

## 第三者によるモラルリスクと実質的当事者の確定

弁護士 板東 大介

### 1 はじめに

保険契約者、保険金受取人（及び保険金請求権の譲受人、相続人、質権者等）（以下「当事者」という）以外の第三者が故意に保険事故を招致した場合に、故意免責規定を適用することができるかという問題（いわゆる「第三者の事故招致」）について、最高裁平成14年10月3日判決（以下「平成14年最判」という）は、故意免責規定は、第三者の行為が保険契約者または保険金受取人の行為と同視できる場合にも適用されるとの一般的判示を行い、法人契約の事案に即して具体的な判断基準（実質的支配、利益享受可能性）を示した。

もともと、平成14年最判は法人契約に関する事案であったことから、その射程が個人契約にも及ぶかどうかについては評価が分かれており、これを否定するかのような裁判例も存在する。また、平成14年最判の前後を通じて、多くの裁判例は、個人契約についても第三者の事故招致による免責を認めているが、その根拠や判断基準は明確とは言い難い。

### 2 保険契約における当事者の確定

上記のような事案で問題とされる「第三者」は、一般に、当事者と何らかの利害関係（法人役員、法定代理人、債権者、親族、無権代理人等）を有しており、保険契約の締結等にも一定の関与（契約締結の判断・手続、保険料の出捐、保険金受取口座の管理等）を行っている場合が多い。そして、裁判例の中には、これらの事情から、当該第三者を「実質的な保険契約者／保険金受取人（損害保険においては被保険者）」と認定しているものが多数見られる。

保険契約における当事者の確定については、危険選択や契約管理の必要などから、保険契約上の表示に従って当事者を認定すること（表示説）を基本としつつも、具体的な問題ごとに妥当な解決を図る必要があり、第三者の事故招致による免責の可否は、実質的な保険契約者、被保険者、保険金受取人に即して判断すべきとされる（山下友信『保険法』77頁、377頁）。この観点から見れば、平成14年最判は、法人契約について「実質的保険契約者／保険金受取人」の判断基準を示したものと見ることができ、この判断基準は個人契約の生命保険や損害保険においても参照可能と考えられる。

本報告では、平成14年最判の判断基準を参照しつつ、裁判例の分析を通じて、個人契約における実質的当事者の判断基準について整理を試みる（ただし、第三者の事故招致による免責の根拠を実質的当事者論に限定する趣旨ではなく、実質的当事者と認定できない場合に免責を否定するものではない）。

### 3 「故意免責」以外の法律構成

上記2と類似の事情から、被保険者を殺害した第三者を「実質的保険金受取人」と認定して「重大事由解除」を認めた裁判例が存在する（函館地裁平成13年11月22日判決）。

また、契約締結時における第三者の「保険金取得目的」を認定し、故意の事故招致を問題とせず、「公序良俗違反」による契約無効を認めた裁判例も複数存在する（札幌高裁平成15年1月28日判決、福岡高裁平成29年4月20日判決とその原審である佐賀地裁平成28年11月8日判決）。これらの裁判例も、明示的ではないが、実質的当事者の不法動機を認定することにより、妥当な解決を図ったものと見ることができる。

さらに、損害保険においては、第三者の「重過失」による免責が問題となる場合もある。

上記1のとおり、従前、第三者のモラルリスクについては故意免責規定の適用範囲を中心に論じられてきたが、他の法律構成による場合も、モラルリスク事案における実質的当事者の判断基準は共通すると考えられるため、これらの裁判例についても併せて検討する。

以 上